

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本市の人口は、昭和 55 年（1980 年）には 3 万 5 千人を超えていましたが、その後減少傾向となり平成 27 年（2015 年）には 3 万人を下回りました。また、少子高齢化に加え、現役世代である生産年齢人口（15 歳以上 65 歳未満）も、若年層の転出などにより減少傾向が大きくなっており、将来見通しでは 2040 年に現在より 30%程度少ない約 2 万人と予測されています。

本市は都市地域でありながら、気候や降水量に恵まれていることから、第一次産業は果樹栽培を代表とした農業や漁業が盛んです。有田みかんは全国的にも有名で、タチウオは漁獲量日本一を誇っています。また、第二次産業は、製造業に分類される大企業とその関連企業、また、地場産業として、蚊取線香製造、作業用手袋（軍手）製造、水産加工業などが立地しています。第三次産業は中心商業地に空き店舗が増加するなど商店数は減少傾向にあります。

市内の産業は、基幹産業である石油精製工場の業績に、大きく影響を受けていますが、地場産業を中心とする、中小企業者の発展による所得、雇用の増大に対する市民の期待は高く、若者が定着できる職場や地域の活性化が不可欠です。したがって、中小企業者が先端設備等を積極的に導入し、生産力を向上することで、若年人口の維持、地域の活力向上を促す必要があります。

(2) 目標

基本計画策定により、中小企業者が積極的に先端設備等を導入し、労働生産性が向上することで、地域経済を活性化に繋げ、流出人口を抑制、若年人口を維持し、地域活力を向上させる。

そのための先端設備等導入計画の申請受付件数、年間 10 件を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めたものをいう。）が年率 3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

本市の全ての中小企業者の生産性向上を期待することから、先端設備等の種類を限定せず、幅広く対象としたいため、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

本市は、面積約 37 km²（東西約 10 km、南北約 5 km）と非常にまとまったコンパクトな地形をしており、また、各地域それぞれ特色ある産業が立地していることから、本計画において、対象地域を限定しない。

(2) 対象業種・事業

本市における幅広い業種・事業の生産性向上を期待するため、対象業種・事業は限定しない。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から5年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ① 人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない。
- ② 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない。
- ③ 市税等完納していない場合は先端設備等導入計画の認定の対象としない。